

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然環境の再生	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	6 節	自然の再生・修復
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施することにより、自然と共生する社会を実現する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度以降、自然環境整備交付金の創設により、他の自然公園等事業と一括して計上。
	金額(単位:千円)	1,002.056	1,264.562	11,981.028 の内数	
	一般会計	1,002.056	1,264.562	11,981.028 の内数	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指標名	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考)環境省の自然再生事業実施地区数	地区	17	21	21	-	-

自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。参考指標とした環境省の自然再生事業実施地区数については、平成 14 年度の本格的な事業実施以来増加の傾向にある。しかし、自然環境の再生に向けた取組は始まったばかりであり、今後も一層の施策の充実が必要である。

残された課題・新たな課題

地域の多様な主体の連携による自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生に参加する NPO 等の支援を一層充実させる。
--

今後の取組

平成 13 年度に決定した新・生物多様性国家戦略、平成 14 年度に施行された自然再生推進法を踏まえて、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援などの施策を着実に推進する。 自然再生に関する普及啓発活動を推進するとともに、地域住民、NPO 等に対する支援を充実するよう検討を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

かつて身近であったメダカまでが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつあり、残された生態系の保全を強化することだけでなく、過去に失われた自然を、多様な主体の参画によって積極的に再生・修復していくことが必要不可欠である。

平成 15 年 1 月に施行された「自然再生推進法」の下で自然環境の再生を着実に推進していくために、関係省庁や専門家等と密接に連携して具体的な事業を展開するとともに、地域住民や NPO 等市民の参加が確保されるよう市民活動を支援することが必要である。

【有効性】

自然再生に係る調査の実施は、生物多様性の観点から自然再生事業を効果的かつ効率的に実施するためのモニタリングの基礎となるデータの収集等の点で、有効に機能している。

計画段階から専門家、地元の市民等の参画を得た自然再生事業の実施により、地域の自然特性に応じたきめ細やかな取組を、合意を得つつ推進することが可能となっている。

自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来に渡って市民等に活用される。

自然再生推進法の運用を推進することにより、全国で法に基づく自然再生協議会が、平成 17 年度には 1 年間で 5 箇所（計 18 箇所）設立。また、17 年度末現在、法に基づく自然再生全体構想が 11 箇所で策定され、主務大臣への自然再生事業実施計画の送付が 3 件行われている。

【効率性】

自然再生事業については、基礎調査や計画段階から様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っていることから、効率的に事業を推進している。

自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO 等が主体となった自然再生を効率的に推進している。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標の表現の見直し・適正化を図った。

< 内閣としての重要施策等 >

関係省庁：国土交通省、農林水産省

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
目標	自然再生事業関係費（自然公園等事業費の内数）	11,935,920			11,582,190					
	自然再生活動推進費	の内数 45,108			の内数 51,313					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (3) 自然環境の再生	目 標
指標名	環境省の自然再生事業実施地区数(参考指標)	
指標の解説	自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	これまで人間活動により損なわれてきた自然環境を取り戻すことが自然再生であるが、社会の要請に基づいて自然を壊してきた場合が多く、ある場所を自然再生すべきか否かは、行政の意思や自然環境の状態だけではなく、地域住民や関係者の意思、費用対効果等が非常に大きく影響する。
-------------------	--